

## がん登録等の推進に関する法律の概要

平成28年1月1日施行

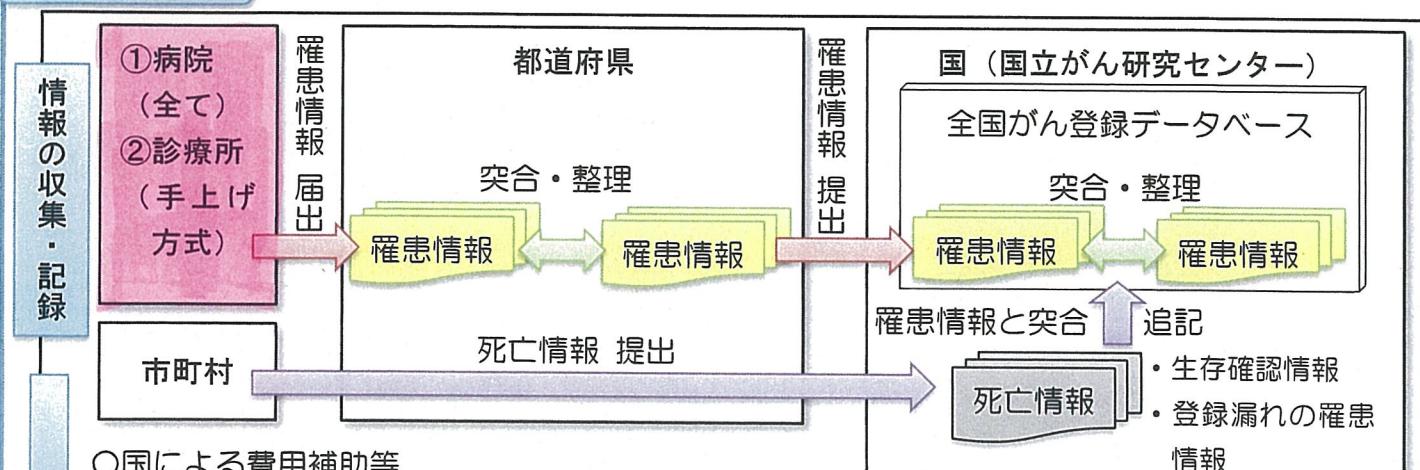
## がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること
- ➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

## 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

## 全国がん登録



## ○国による費用補助等

○国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供

○届出を行った病院等への生存確認情報の提供

○がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供

(研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重)

※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める

○都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

## 院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

## 人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

## がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

# 青森県全国がん登録診療所指定要領

## 第1. 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項に基づく診療所の指定等を行うに当たり必要な手続き等を定める。

## 第2. 指定申請について

法第6条第2項に規定する診療所として指定を受けようとする診療所の開設者は、法第6条第1項の届出を開始しようとする年の前年の11月末日までに、「全国がん登録における指定申請書（様式1）」を、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課（以下「がん・生活習慣病対策課」という。）に提出する。

## 第3. 指定について

青森県知事は、第2に規定する申請書を受理した場合には、「全国がん登録における指定書（様式2）」により法第6条第2項の診療所として指定する。

指定は、各年とも第2に規定する申請期日までに申請のあった診療所について、翌年1月1日付けで行うこととし、年の中途での指定は行わない。

## 第4. 指定期間について

指定期間に期限の定めはないものとし、指定を受けた診療所が第6による辞退を行うか、青森県知事により第7による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

## 第5. 指定診療所の申請内容の変更について

指定を受けた診療所は、申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所の変更届（様式3）」を速やかにがん・生活習慣病対策課に提出する。

## 第6. 指定診療所の辞退について

指定を辞退しようとする診療所は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式4）」をがん・生活習慣病対策課に提出する。

## 第7. 指定の取消しについて

青森県知事は、指定を受けた診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は、診療所が法第6条第1項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるとときは、その指定を取り消すことができる。

## 第8. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

## 附 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。